# 公益財団法人横須賀市健康福祉財団定款

# 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人横須賀市健康福祉財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横須賀市に置く。

# 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、横須賀市に居住する在宅療養者が住み慣れた地域で自立した日常生活 を継続していくことができるよう、地域包括支援センター運営事業の実施、居宅介護支援 事業の実施、在宅の要介護者や療養者等への訪問看護や訪問介護事業を実施することによ り、横須賀市民の健康の保持増進及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、横須賀市内において次の事業を行う。
  - (1) 看護、介護講演会等事業
  - (2) 高齢者看護相談事業
  - (3) 地域包括支援センター運営事業
  - (4) 居宅介護支援事業
  - (5) 訪問看護事業
  - (6) 訪問介護事業
  - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

# 第3章 財産及び会計

(財産)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、評議員会で 定めたものとする。
- 3 前項の基本財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とし、理事会の決議により、特定資産を定めることができる。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

# (事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに神奈川県知事に提出しなければならない。また、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

# (事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類は、次の書類とともに、毎事業年度終了後3ヵ月以内に神奈川県知事に提出 しなければならない。また、主たる事務所には、5年間備え置き、一般の閲覧に供すると ともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監查報告
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給基準
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

# (公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の 規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、 前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする。

# 第4章 評議員

(定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18

年法律第48号、以下「法人法」という。)第179条から195条までの規定に従い、評議員 会の決議をもって行う。

- 2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3 分の1を超えないものであること
    - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ウ 当該評議員の使用人
    - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産 によって生計を維持している者
    - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
    - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
  - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計数が、 評議員の総数の3分の1を超えないものであること
    - ア 理事
    - イ 使用人
    - ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人をいう。)又は業務を執行する社員である者
    - エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
      - (ア) 国の機関
      - (イ)地方公共団体
      - (ウ) 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第1項に規定する独立 行政法人
      - (エ) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学 法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
      - (オ) 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方 独立行政法人
      - (カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
  - 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
  - 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議

員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任 したときも、新たに選任された評議員が就任するまでの間、評議員としての権利義務を有 する。

# (報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

# 第5章 評議員会

# (構成及び権限)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
  - (4) 事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表 及び正味財産増減計算書の附属明細書並びに財産目録の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の帰属の決定
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受
  - (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
  - (10) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

- 第15条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催する。
- 2 臨時評議員会は、年1回、毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には開催する。

#### (招集)

- 第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事 長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の日の7日前までに、書面にて招集通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のうちから選出する。

(決議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を 除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受
- (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項
- 3 評議員及び理事又は監事を選任する議案を議決するには、各候補者につき、第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の決議の目的である事項につき提案した場合において、その提案 について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思 表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、 評議員の全員が当該事項を評議員会に報告することを要しないとして書面又は電磁的記録 により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長が記名押印する。

第6章 役員

(種類及び定数)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第

91条第1項第2号の業務執行理事とする。

# (選任等)

- 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各理事について、その理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものである
- 5 前項の規定については、監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を神奈川県 知事に届けなければならない。

# (理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行 する。
- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、 その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度において4ヵ月を超える間隔で2回以上、 自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、次に規定する職務を執行する。
  - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
  - (2) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法 令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞 なくその旨を理事会に報告すること
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

# (任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまでの間、理事又は監 事としての権利義務を有する。

# (解任)

- 第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任 することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

# (報酬等)

第28条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

# (損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第111条第1項の理事又は監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

### 第7章 理事会

#### (構成及び権限)

- 第30条 理事会はすべての理事をもって構成する。
- 2 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行決定
- (2) 理事の職務の執行監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 内部管理に必要な規則(評議員会で定めるものを除く。)の制定、変更及び廃止
- (5) 評議員会の日時、場所及び目的である事項その他評議員会の招集に関する事項の決定
- 3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整

借

(6) 前条の損害賠償責任の免除

# (招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事会を招集するには、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、理事会の日の7日前までに書面をもって通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経る ことなく理事会を開催することができる。

#### (議長)

- 第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

### (決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数 が出席し、その過半数をもって行う。

### (決議の省略)

第34条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項につき提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

### (報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第24条第4項に規定する報告については、適用しない。

#### (議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、出席した理事長、副理事長及び監事が記名押印する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長又は副理事長の変更を行う理事会については、他の出 席した理事も記名押印する。

# 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

- 第37条 この定款は、第18条第2項第2号の規定により、評議員会の決議によって変更 することができる。
- 2 前項の規定は、第3条、第4条及び第11条についても適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、第39条の規定は、これを変更することができない。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その 他法令で定められた事由により解散する。

# (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号、以下「公益法人認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は横須賀市に贈与するものとする。

# (残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は横須賀市に贈与するものとする。

# 第9章 情報公開及び個人情報の保護

# (情報公開)

- 第41条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財 務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

#### (個人情報の保護)

- 第42条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

### (公告の方法)

- 第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由により前項に規定する公告ができない場合は、神奈川県に おいて発行する神奈川新聞に掲載する方法により行う。

# 第10章 事務局その他

### (事務局)

- 第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 職員の任免は、理事長が行う。ただし、事務局長の任免は、理事会の承認を得て行うものとする。

4 事務局の組織その他運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

# (委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

# 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号、以下「整備法」という。) 第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を 行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、 設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事長、副理事長及び専務理事は、次に掲げる者とする。

理 事 長 沼 田 芳 明 副理事長 遠 藤 千 洋 専務理事 飯 田 美江子